

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和5年1月12日付けで公文書が特定できないことを理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年12月8日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求について、提出された公文書開示請求書の記載内容では公文書の特定ができず形式上の不備があるため、令和4年12月19日付けで、条例第8条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し補正を求めた（以下「本件補正依頼」という。）。
- (3) これに対し、審査請求人は、本件補正依頼について、実施機関に回答しなかった。
- (4) そのため、実施機関は、本件開示請求については、本件開示請求に係る公文書が特定できないとして、令和5年1月12日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和5年2月2日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年5月19日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、令和5年7月4日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件開示請求により公文書を特定している。

公文書を特定しているのだから、特に補正する必要がない。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件開示請求時において、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項について、実施機関からの調整及び確認に応じることなく、およそ公文書を特定するために必要な事項とはいえない内容を判読し難い文字で記載し、実施機関が公文書の特定をできるような協力を一切行うことはなかった。

また、実施機関が行った本件補正依頼においても、審査請求人は補正書を提出せず、公文書の特定について協力を行うことはなかった。

その結果、実施機関は本件開示請求に係る公文書を特定することができず、本処分を行ったものである。審査請求人は、真に公文書の開示を求めるのであれば、まず実施機関が公文書の特定をできるよう協力するべきである。

なお、審査請求人は審査請求書において、「補正をする必要がないから、審査請求を行う。」との主張のほかに意見と史料されるものを記載しているが、内容については不明であるため、実施機関はこれについての意見は述べない。

### 5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る公文書が特定できないことを理由として行った公文書不開示決定である。

実施機関は、審査請求人が提出した本件開示請求書には、およそ公文書を特定するために必要な事項とはいえない内容が判読し難い文字で記載されていたため、審査請求人に対し公文書を特定するための協力を求めたが、これに応じてもらえず、本件補正依頼についても応じてもらえなかったと主張する。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求により公文書を特定していると主張して、本件処分を取り消し、公文書を開示することを求めている。

そこで、当審査会では、実施機関が行った本件処分の違法性及び不当性について検討する。

## (2) 本件処分の違法・不当について

### ア 本件開示請求書の記載

開示請求の手續については、条例第8条に規定され、開示請求者は、開示請求書に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載しなければならないとしている。

この「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」については、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、記載された公文書が特定されたものとして扱うと解されている。

当審査会において本件開示請求書を見分したところ、本件開示請求書は全体を通して、その内容が理解し難く、本件開示請求書の記載から本件開示請求に係る公文書を特定することはできないと認められる。

### イ 本件補正依頼と審査請求人の対応

条例第8条第2項は、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

上記5（2）アで判断したとおり、本件開示請求では公文書を特定することができないと認められることから、本件補正依頼を行った実施機関の判断それ自体は妥当である。また、本件補正依頼は、補正の期限として、文書年

月日である令和4年12月19日から3週間後の令和5年1月10日までを定めており、補正依頼に対応するための十分な時間が確保されているものと認められる。

これに対して、審査請求人は本件補正依頼に応じず、一貫して、本件開示請求により公文書を特定していると主張するなど、実施機関が公文書の特定をできるよう必要な協力を行わなかった。そのため、最終的に実施機関は本件開示請求に係る公文書を特定することができず、本件処分をせざるを得なかったことが認められる。

そうすると、本件処分に違法性は認められず、また不当性も認められないと言える。

### (3) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

### 審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 5月19日	諮問(諮問第342号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 7月 4日	実施機関から意見聴取及び審議(第三部会第175回審査会)
令和5年 8月 1日	審議(第三部会第176回審査会)
令和5年 9月12日	答申